

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…一
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)…二
- 奥多摩湖における禁漁区域及び禁漁期間……………(環境局総務部環境政策課)…四
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………(環境局総務部環境政策課)…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)…六

告示

●東京都告示第千三三三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき町田市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年六月十三日

- 東京都知事 小池百合子
- 一 施行者の名称 町田市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 町田市計画公園事業第7・5・3号薬師池公園
 - 三 事業施行期間 平成二十九年六月十三日から平成三十一年三月三十一日まで
 - 四 事業地 収用の部分 町田市野津田町字暖沢前地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千四号

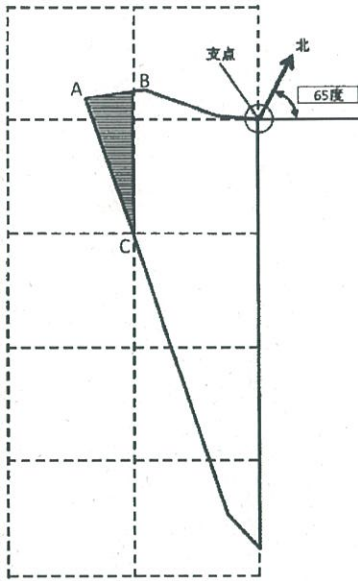
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年六月十三日

- 東京都知事 小池百合子
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(調布市国領町八丁目地内)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 六価クロム化合物

別図



【支点】
 支点は、道路区域のうち、調布市国領町八丁目4番2 (調査対象)の最北端とする。

【格子の回転角度(65度)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 調査対象地
- - - 単位区画
- 形質変更時要届出区域

	X	Y
A	-38732.574	-24380.445
B	-38730.611	-24377.328
C	-38742.128	-24372.16

※世界測地系座標計算による

調布市国領町八丁目4番2の一部

●東京都告示第千五百号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月十三日

東京都知事 小池百合子